

ガスセントラルヒーティング保守契約約款

北海道ガス株式会社（以下「甲」という。）と北海道ガス株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり契約を締結します。

第1条（目的）

本契約は、甲が対象機器を常に安心してかつ快適にご利用いただくことを目的とし、本約款の各条項を契約の内容といたします。

第2条（対象機器）

本契約は、契約書に記載された建物に設置されており、甲が管理又は所有し、乙のガス小売供給により使用する熱源機及び、その熱源機に接続された端末器を対象とします。ただし、配管設備及び、乙又は、乙の契約代行店が販売・設置していない設備機器（端末器等）は含みません。

第3条（契約期間）

- （1）本契約の契約期間は保守契約開始日から1年間となります。ただし、保守契約開始日が1日以外の場合の契約満了日は、保守契約開始日から起算して12ヶ月を経過した月の月末までとなります。
- （2）契約満了の1ヶ月前までに甲又は乙からの解約又は変更の申し出がない限り、販売時保証開始年月より起算して15年目まで、引き続き更に1年間本契約を継続いたします。なお、熱源機本体の販売時保証開始月より起算して15年目の契約満了時点で、甲又は乙の解約又は変更の申し出の有無及び設備機器（端末器等）の設置年数にかかわらず、本契約は解約となります。以下は、保守メニューのTES暖専RFのみ適用となります。
- （3）販売時保証開始月より起算して11年目以降の契約の継続は10年を経過後に乙の契約代行店が暖房用循環水（不凍液）の入替を行う事により可能といたします。この場合の暖房用循環水（不凍液）の入れ替え作業に要する費用は有償とし、甲は第5条に定める料金とは別にお支払いいただきます。

第4条（保守業務）

- （1）乙は、対象機器に万一故障が発生し、その旨連絡を受けた時は、販売時保証開始年月より起算して10年目まで無償にて適切な故障修理を行います。ただし、販売時保証開始年月より起算して11年目以降15年目の契約満了までは、全ての部品は有償とし、甲は契約明細書に定める保守契約料金とは別にその都度お支払いいただきます。
- （2）熱源機本体と設備機器（端末器等）の販売時保証開始年月が違う対象機器で故障修理が発生した場合、故障修理を行う熱源機本体又は設備機器（端末器等）の販売時保証開始年月より起算して10年目まで無償にて適切な故障修理を行います。ただし、11年目以降15年目の契約満了までは、全ての部品は有償とし、甲は契約明細書に定める保守契約料金とは別にその都度お支払いいただきます。
- （3）乙は、原則として契約期間内に1回、乙の定める点検内容にもとづき対象機器の定期点検を無償で行います。（お手軽プランを除く）
- （4）次の故障修理は本契約の対象外といたします。
 - ① 甲の故意、過失又は取扱説明書によらない取扱いにより生じた故障の修理
 - ② 甲が乙の承認を得ずに対象機器を改造し、又は乙の指定部品以外のものを使用して生じた故障の修理
 - ③ 乙の承認を得ずに対象機器を移設したことにより生じた故障の修理
 - ④ ガスセントラルシステムを構成する機器であっても、乙又は、乙の契約代行店が販売・設置していない設備機器（端末器等）において生じた故障の修理
 - ⑤ 異常電圧、天災地変（暴風雨・雷・地震・浸水・凍結等）等の不可抗力により生じた故障の修理
 - ⑥ 経年的な劣化により、給排気設備、温水・冷媒搬送部材に生じた損傷部位の修理
 - ⑦ 販売時保証開始年月より起算して11年目以降の中和器の消耗による交換
 - ⑧ お客さまにて取替可能な消耗品類（ファンコンベクターのフィルター等）
 - ⑨ 熱源機本体と設備機器（端末器等）の販売時保証開始年月が違う場合、販売時保証開始年月より起算して16年目以降の設備機器（端末器等）
 - ⑩ 対象機器の故障により他の財物に生じた故障、若しくは損傷等の修理
 - ⑪ 対象機器の修理を行う上で、建築設備の移動・解体・復旧等が生じた場合の費用
 - ⑫ 長期使用製品安全点検制度に基づく本体エラー表示【888】に関して、甲とメーカー間で実施する有料点検に関する事項
 - ⑬ ファンコンベクター等の端末機における簡易清掃範囲を越えた分解清掃（オーバーホール）の実施
 - ⑭ その他、老朽化、補修部品の保有期限（原則として生産中止後10年）超過後の欠品等、乙の責に帰さない事由による修理不可能な故障

第5条（支払い方法）

- （1）甲は本契約に基づく保守契約料金（以下「料金」という。）として、次のいずれかの支払い方法を選択し、乙はその料金を請求いたします。
 - ① 年払い（ガス合算）：ガス料金と一緒に1回でのお支払い（料金の支払期限及び方法はガス料金に順ずる。）
 - ② 月払い（ガス合算）：ガス料金と一緒に12回（毎月）でのお支払い（料金の支払期限及び方法はガス料金に順ずる。）
 - ③ 年払い（単独払い）：原則、ガスの使用契約者と対象機器の保守契約者が異なる場合に選択でき、乙が郵送する払込請求書による1回でのお支払い
- （2）本条第1項①の場合、新規加入時の料金は、契約開始月のガス料金に合わせて請求いたします。ただし、契約開始月の翌月又は、翌々月のガス料金に合わせて請求する場合があります。また、契約更新の場合の料金は、契約開始月のガス料金に合わせて請求いたします。
- （3）本条第1項②の場合、新規加入時の1回目の料金は、契約開始月のガス料金に合わせて請求いたします。ただし、契約開始月の翌月又は、翌々月のガス料金に合わせて請求する場合があります。この場合、料金を複数月合わせて請求いたします。また、契約更新の場合の料金は、契約開始月から各月のガス料金に合わせて請求いたします。
- （4）本条第1項③の場合、新規加入時の料金は、契約開始月に払込請求書を郵送して請求いたします。ただし、契約開始月の翌月又は、翌々月に郵送となる場合があります。また、契約更新の場合の料金は、契約開始月に払込請求書を郵送して請求いたします。なお、契約料金の支払い期限は払込請求書に記載の請求年月の翌月末日までといたします。
- （5）契約期間途中において、契約料金の支払い方法は変更できません。
- （6）中途解約が発生し、甲から乙に申し出た場合において、すでに支払いを受けた「年払い」の保守契約料金および消費税については、解約日が属する月の翌月以降の残存契約期間等を考慮し、料金の一部を返金いたします。また「月払い」の場合は、解約日が属する月までの料金を請求いたします。

（裏面につづく）

(つづき)

(7) 契約期間中に消費税率に変更があった場合には、甲は、消費税率の変更分を乙からの請求にもつづき乙に支払うものとし、消費税変更を起因とした契約の再締結は行いません。

第6条 (熱源機保証期間内の保守料金)

- (1) 熱源機本体が保証期間内で、接続された端末器が保証期間切れの場合には、熱源機保証期間内料金が適用となりますが、熱源機保証期間終了後より熱源機保証期間外料金(通常の保守契約料金)へ変更となります。
- (2) 熱源機保証期間は、契約時点での熱源機保証期間を適用とし、甲と製造メーカーにおいて契約期間途中から熱源機保証期間が変更された場合でも、契約期間途中における料金変更や払い戻しは行いません。

第7条 (業務の委託)

乙は、本契約に定める保守業務及び、保守契約締結業務を乙が承認した契約代行店に委託することができます。

第8条 (保守業務の運営)

- (1) 甲は保守業務に必要な電気、ガス、水等を乙に無償で提供するものといたします。
- (2) 保守業務は、乙の通常営業時間内に行う事を原則といたします。乙の通常営業時間外に行う必要がある場合は、甲乙協議の上、決定するものといたします。
- (3) 乙は甲と保守業務の訪問連絡がつかない場合又は訪問時に不在の場合、文書でその旨をお知らせします。この場合、甲は乙へ連絡し、訪問日についての調整を行うものといたします。

第9条 (解約)

- (1) 甲は、契約満了の1ヶ月前までの期間に、解約の申し出を行った場合は、契約期間満了をもって本契約を解約することができます。
- (2) 乙は甲が次の各号の1つにでも該当する場合、契約期間に関わらず直ちに本契約を解約できるものとします。
 - ① 「年払い」及び「月払い」ともに各々の支払期限までに契約料金が支払われなかった場合。
 - ② 対象機器の使用するガスの小売供給が、乙によるガス小売供給以外の場合。
 - ③ 第2条における契約書に記載された対象機器(熱源機)が破棄又は買い替えられた場合。
- (3) 中途解約となった対象機器については、次の条件すべてを満たしている場合に再加入契約を可能といたします。
 - ① 第2条に定める対象機器であり、かつ第3条の契約可能期間を満たしていること。
 - ② 中途加入の加入条件である有料点検を実施すること。
 - ③ 対象機器の未加入時期の故障修理清算が終了していること(解約後、再加入までの間に発生した故障はすべてスポット修理の扱いとなり、再加入後での返金は致しかねます)。

第10条 (約款の変更)

- (1) 乙は、本約款の内容を変更できるものとします。この場合、締結中の保守契約約款における料金その他の条件は、変更後の保守契約約款によります。なお、乙は、本契約を変更する際には、実施日の1ヶ月前までに(2)の方法で甲に通知するものといたします。この場合に、甲が実施日の15日前までに解約の申し入れを行わないときは、乙は甲が本契約の変更を承諾したものとみなします。
- (2) 本約款を変更する場合は、乙は甲に乙のホームページを通じて掲示する方法、又は書面により通知する方法、その他乙が適当であると判断した方法によりその内容を通知いたします。乙のホームページへ掲示する方法により通知する場合には、乙のホームページへの掲示をもって通知が到達したものとみなします。なお、乙が甲に対し書面により通知する場合は、原則としてガスの使用場所の住所へ送付するものとし、当該書面の到達に合理的に必要な時間の経過をもって甲に到達したものとみなします。

第11条 (立会)

甲が止むを得ない事情で本契約の締結に立ち会うことが出来ない場合は、甲からの委任を受けた第三者の立会を認めます。この場合、第三者の立会である事実の申し出は甲のみに限ります。甲から第三者へ委託している証として、乙が委任状の提出を求めた場合はあらかじめ提出いただきます。

第12条 (規定外事項)

本契約の各条項に疑義が生じた場合、又は本契約に定めのない事項については、その都度甲乙双方が誠意をもって協議の上、解決するものとします。

<お客さま記入欄>

お申込みの際は、保守契約申込書にご記入の内容を以下にお控えのうえ、保守契約書の受領まで本書類を保管ください。

契約プラン	<input type="checkbox"/> 1. 安心プラン	毎年の保守点検と故障時の無償メンテナンスがセットになったお得な契約プランです。
	<input type="checkbox"/> 2. お手軽プラン	故障時の無償メンテナンスのみの契約プランです。(毎年の保守点検はありません。)
お支払い方法	<input type="checkbox"/> 1. 年払い(ガス合算)	ガス料金と一緒に1回でのお支払い
	<input type="checkbox"/> 2. 月払い(ガス合算)	ガス料金と一緒に12回(毎月)でのお支払い
	<input type="checkbox"/> 3. 年払い(単独払い)	ガス料金とは別に払込書による1回でのお支払い ※払込書を別途ご郵送いたします。

ガスマイホーム発電機器(エネファーム)保守契約約款

北海道ガス株式会社のガスマイホーム発電機器（エネファーム）の保守に関し、ご契約のお客さま（以下「甲」という。）と北海道ガス株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり契約を締結します。

第1条（目的）

本契約は、甲が対象機器を常に安心してかつ快適にご利用いただくことを目的とし、本約款の各条項を契約の内容といたします。

第2条（対象機器）

本契約は契約書に記載された建物に設置されており、甲が管理又は所有し、乙のガス小売供給により使用するガスマイホーム発電機器（エネファーム）並びに、そのガスマイホーム発電機器（エネファーム）に接続された端末器及び関連部材を対象とします。ただし、配管設備及び、乙又は、乙の契約代行店が販売・設置していない設備機器（端末器等）は含みません。

第3条（契約期間）

- （1）本契約の契約期間は保守契約開始日から1年間となります。ただし、保守契約開始日が1日以外の場合の契約満了日は、保守契約開始日から起算して12ヶ月を経過した月の月末までとなります。
- （2）契約満了の1ヶ月前までに甲又は乙からの解約又は変更の申し出がない限り、販売時保証開始年月より起算して12年目まで、引き続き更に1年間本契約を継続いたします。なお、販売時保証開始年月より起算して12年目の契約満了時点で、甲又は乙の解約又は変更の申し出の有無にかかわらず、本契約は解約となります。

第4条（保守業務）

- （1）乙は、対象機器に故障又は定期メンテナンスが発生し、その旨連絡を受けた時は、適切な故障修理、定期メンテナンスを行います。ただし、基本料・技術料は無償、全ての部品代は有償とし、保守契約料金は別にその都度お支払いいただきます。
- （2）定期メンテナンス（発電性能を維持するための定期点検）は規定の発電時間及び通電時間を経過すると、リモコンに実施のお知らせが表示され、甲のお申し出により実施いたします。
- （3）次の故障修理は本契約の対象外といたします。
 - ① 甲の故意、過失又は取扱説明書によらない取扱により生じた故障の修理
 - ② 甲が乙の承認を得ずに対象機器を改造し、又は乙の指定部品以外のものを使用して生じた故障の修理
 - ③ 乙の承認を得ずに対象機器を移設したことにより生じた故障の修理
 - ④ 異常電圧、天災地変（暴風雨・雷・地震・浸水・凍結等）等の不可抗力により生じた故障の修理
 - ⑤ 経年的な劣化により、給排気設備、冷温水搬送部材に生じた損傷部位の修理
 - ⑥ 対象機器の故障により他の財物に生じた故障、若しくは損傷等の修理
 - ⑦ 対象機器の修理を行う上で、建築設備の移動・解体・復旧等が生じた場合の費用
 - ⑧ その他、老朽化、補修部品の保有期限超過後の欠品等、乙の責に帰さない事由による修理不可能な故障
 - ⑨ 機器本体・関連部材の故障に起因する二次被害

第5条（支払い方法）

- （1）甲は本契約に基づく保守契約料金（以下「料金」という。）として、次のいずれかの支払い方法を選択し、乙はその料金を請求いたします。
 - ① 年払い（ガス合算）：ガス料金と一緒に1回でのお支払い（料金の支払期限及び方法はガス料金に準ずる。）
 - ② 月払い（ガス合算）：ガス料金と一緒に12回（毎月）でのお支払い（料金の支払期限及び方法はガス料金に準ずる。）
 - ③ 年払い（単独払い）：原則、ガスの使用契約者と対象機器の保守契約者が異なる場合に選択でき、乙が郵送する払込請求書による1回でのお支払い
- （2）本条第1項①の場合、新規加入時の料金は、契約開始月のガス料金に合わせて請求いたします。ただし、契約開始月の翌月又は、翌々月のガス料金に合わせて請求する場合があります。また、契約更新の場合の料金は、契約開始月のガス料金に合わせて請求いたします。
- （3）本条第1項②の場合、新規加入時の1回目の料金は、契約開始月のガス料金に合わせて請求いたします。ただし、契約開始月の翌月又は、翌々月のガス料金に合わせて請求する場合があります。この場合、料金を複数回合わせて請求いたします。また、契約更新の場合の料金は、契約開始月から各月のガス料金に合わせて請求いたします。
- （4）本条第1項③の場合、新規加入時の料金は、契約開始月に払込請求書を郵送して請求いたします。ただし、契約開始月の翌月又は、翌々月に郵送となる場合があります。また、契約更新の場合の料金は、契約開始月に払込請求書を郵送して請求いたします。なお、契約料金の支払い期限は払込請求書に記載の請求年月の翌月末日までといたします。
- （5）契約期間途中において、契約料金の支払い方法は変更できません。
- （6）中途解約が発生し、甲から乙に申し出た場合において、すでに支払いを受けた「年払い」の保守契約料金及び消費税については、解約日が属する月の翌月以降の残存契約期間等を考慮し、料金の一部を返金いたします。また「月払い」の場合は、解約日が属する月までの料金を請求いたします。
- （7）契約期間中に消費税率に変更があった場合には、甲は、消費税率の変更分を乙からの請求にもとづき乙に支払うものとし、消費税変更を起因とした契約の再締結は行いません。

(つづき)

第6条 (業務の委託)

乙は、本契約に定める保守業務及び、保守契約締結業務を乙が承認した契約代行店に委託することができます。

第7条 (保守業務の運営)

- (1) 甲は保守業務に必要な電気、ガス、水等を乙に無償で提供するものといたします。
- (2) 保守業務は、乙の通常営業時間内に行う事を原則といたします。乙の通常営業時間外に行う必要がある場合は、甲乙協議の上、決定するものといたします。
- (3) 乙は甲と保守業務の訪問連絡がつかない場合又は訪問時に不在の場合、文書でその旨をお知らせします。この場合、甲は乙へ連絡し、訪問日についての調整を行うものといたします。

第8条 (解約)

- (1) 甲は、契約満了の1ヶ月前までの期間に、解約の申し出を行った場合は、契約期間満了をもって本契約を解約することができます。
- (2) 乙は甲が次の各号の1つにでも該当する場合、契約期間に関わらず直ちに本契約を解約できるものとします。
 - ① 「年払い」及び「月払い」とともに各々の支払期限までに契約料金が支払われなかった場合。
 - ② 対象機器の使用するガスの小売供給が、乙によるガス小売供給以外の場合。
 - ③ 第2条における契約書に記載された対象機器(エネファーム)が破棄又は買い替えられた場合。
- (3) 中途解約となった対象機器については、次の条件すべてを満たしている場合に再加入契約を可能といたします。
 - ① 第2条に定める対象機器であり、かつ第3条の契約可能期間を満たしていること。
 - ② 中途加入の加入条件である有料点検を実施すること。
 - ③ 対象機器の未加入時期の故障修理精算が終了していること(解約後、再加入までの間に発生した故障はすべてスポット修理の扱いとなり、再加入後での返金は致しかねます)。

第9条 (約款の変更)

- (1) 乙は、本約款の内容を変更できるものとします。この場合、締結中の保守契約約款における料金その他の条件は、変更後の保守契約約款によります。なお、乙は、本契約を変更する際には、実施日の1ヶ月前までに(2)の方法で甲に通知するものといたします。この場合に、甲が実施日の15日前までに解約の申し入れを行わないときは、乙は甲が本契約の変更を承諾したものとみなします。
- (2) 本約款を変更する場合は、乙は甲に乙のホームページを通じて掲示する方法、又は書面により通知する方法、その他乙が適当であると判断した方法によりその内容を通知いたします。乙のホームページへ掲示する方法により通知する場合には、乙のホームページへの掲示をもって通知が到達したものとみなします。なお、乙が甲に対し書面により通知する場合は、原則としてガスの使用場所の住所へ送付するものとし、当該書面の到達に合理的に必要な時間の経過をもって甲に到達したものとみなします。

第10条 (立会)

甲が止むを得ない事情で本契約の締結に立ち会うことが出来ない場合は、甲からの委任を受けた第三者の立会を認めます。この場合、第三者の立会である事実の申し出は甲のみに限ります。甲から第三者へ委託している証として、乙が委任状の提出を求めた場合はあらかじめ提出いただけます。

第11条 (規定外事項)

本契約の各条項に疑義が生じた場合、又は本契約に定めのない事項については、その都度甲乙双方が誠意をもって協議の上、解決するものとします。

<お客さま記入欄>

お申込みの際は、保守契約申込書にご記入の内容を以下にお控えのうえ、保守契約書の受領まで本書類を保管ください。

お支払い方法	<input type="checkbox"/> 1.年払い(ガス合算)	ガス料金と一緒に1回でのお支払い
	<input type="checkbox"/> 2.月払い(ガス合算)	ガス料金と一緒に12回(毎月)でのお支払い
	<input type="checkbox"/> 3.年払い(単独払い)	ガス料金とは別に払込書による1回でのお支払い ※払込書を別途ご郵送いたします。

北海道ガス株式会社

ガスマイホーム発電機器(コレモ)保守契約約款

北海道ガス株式会社のガスマイホーム発電機器(コレモ)の保守に関し、ご契約のお客さま(以下「甲」という。)と北海道ガス株式会社(以下「乙」という。)は、次のとおり契約を締結します。

第1条 (目的)

本契約は、甲が対象機器を常に安心してかつ快適にご利用いただくことを目的とし、本約款の各条項を契約の内容といたします。

第2条 (対象機器)

本契約は契約書に記載された建物に設置されており、甲が管理又は所有し、乙のガス小売供給により使用するガスマイホーム発電機器(コレモ)本体及び関連部材(リモコン、インターフェイスユニット等)を対象とします。ただし、給湯暖房用熱源機及び配管設備は含みません。

第3条 (契約期間)

- 本契約の契約期間は保守契約開始日から1年間となります。ただし、保守契約開始日が1日以外の場合の契約満了日は、保守契約開始日から起算して12ヶ月を経過した月の月末までとなります。
- 契約満了の1ヶ月前までに甲又は乙からの解約又は変更の申し出がない限り、販売時保証開始年月より起算して12年目まで、引き続き更に1年間本契約を継続いたします。なお、販売時保証開始年月より起算して12年目の契約満了時点で、甲又は乙の解約又は変更の申し出の有無にかかわらず、本契約は解約となります。

第4条 (保守業務)

- 乙は、対象機器に故障が発生し、その旨連絡を受けた時は、適切な故障修理を行います。ただし、基本料・技術料は無償、全ての部品代は有償とし、保守契約料金は別にその都度お支払いいただきます。
- 本契約期間中の定期メンテナンス(発電性能を維持するための定期点検)にかかわる費用は無償といたします。
なお、定期メンテナンスは、規定の運転時間を経過すると、リモコンに実施のお知らせが表示され、甲のお申し出により実施いたしますが、販売時保証開始年月より起算して11年目までに規定の運転時間に達しなかった場合は、販売時保証開始年月より起算して12年目に乙の指定した期間中に先行して実施させていただくものとします。
- 次の故障修理は本契約の対象外といたします。
 - 甲の故意、過失又は取扱説明書によらない取扱により生じた故障の修理
 - 甲が乙の承認を得ずに対象機器を改造し、又は乙の指定部品以外のものを使用して生じた故障の修理
 - 乙の承認を得ずに対象機器を移設したことにより生じた故障の修理
 - 異常電圧、天災地変(暴風雨・雷・地震・浸水・凍結等)等の不可抗力により生じた故障の修理
 - 経年的な劣化により、温水搬送部材に生じた損傷部位の修理
 - 対象機器の故障により他の財物に生じた故障、若しくは損傷等の修理
 - 対象機器の修理を行う上で、建築設備の移動・解体・復旧等が生じた場合の費用
 - その他、老朽化、補修部品の保有期限超過後の欠品等、乙の責に帰さない事由による修理不可能な故障
 - 機器本体・関連部材の故障に起因する二次被害

第5条 (支払い方法)

- 甲は本契約に基づく保守契約料金(以下「料金」という。)として、次のいずれかの支払い方法を選択し、乙はその料金を請求いたします。
 - 年払い(ガス合算) : ガス料金と一緒に1回でのお支払い(料金の支払期限及び方法はガス料金に準ずる。)
 - 月払い(ガス合算) : ガス料金と一緒に12回(毎月)でのお支払い(料金の支払期限及び方法はガス料金に準ずる。)
 - 年払い(単独払い) : 原則、ガスの使用契約者と対象機器の保守契約者が異なる場合に選択でき、乙が郵送する払込請求書による1回でのお支払い
- 本条第1項①の場合、新規加入時の料金は、契約開始月のガス料金に合わせて請求いたします。ただし、契約開始月の翌月又は、翌々月のガス料金に合わせて請求する場合があります。
また、契約更新の場合の料金は、契約開始月のガス料金に合わせて請求いたします。
- 本条第1項②の場合、新規加入時の1回目の料金は、契約開始月のガス料金に合わせて請求いたします。ただし、契約開始月の翌月又は、翌々月のガス料金に合わせて請求する場合があります。この場合、料金を複数月合わせて請求いたします。
また、契約更新の場合の料金は、契約開始月から各月のガス料金に合わせて請求いたします。
- 本条第1項③の場合、新規加入時の料金は、契約開始月に払込請求書を郵送して請求いたします。ただし、契約開始月の翌月又は、翌々月に郵送となる場合があります。
また、契約更新の場合の料金は、契約開始月に払込請求書を郵送して請求いたします。
なお、契約料金の支払い期限は払込請求書に記載の請求年月の翌月末日までといたします。
- 契約期間途中において、契約料金の支払い方法は変更できません。
- 中途解約が発生し、甲から乙に申し出た場合において、すでに支払いを受けた「年払い」の保守契約料金及び消費税については、解約日が属する月の翌月以降の残存契約期間等を考慮し、料金の一部を返金いたします。また「月払い」の場合は、解約日が属する月までの料金を請求いたします。
- 契約期間中に消費税率に変更があった場合には、甲は、消費税率の変更分を乙からの請求にもとづき乙に支払うものとし、消費税変更を起因とした契約の再締結は行いません。

(つづき)

第6条 (業務の委託)

乙は、本契約に定める保守業務及び、保守契約締結業務を乙が承認した契約代行店に委託することができます。

第7条 (保守業務の運営)

- (1) 甲は保守業務に必要な電気、ガス、水等を乙に無償で提供するものといたします。
- (2) 保守業務は、乙の通常営業時間内に行う事を原則といたします。乙の通常営業時間外に行う必要がある場合は、甲乙協議の上、決定するものといたします。
- (3) 乙は甲と保守業務の訪問連絡がつかない場合又は訪問時に不在の場合、文書でその旨をお知らせします。この場合、甲は乙へ連絡し、訪問日についての調整を行うものといたします。

第8条 (解約)

- (1) 甲は、契約満了の1ヶ月前までの期間に、解約の申し出を行った場合は、契約期間満了をもって本契約を解約することができます。
- (2) 乙は甲が次の各号の1つにでも該当する場合、契約期間に関わらず直ちに本契約を解約できるものとします。
 - ① 「年払い」及び「月払い」とともに各々の支払期限までに契約料金が支払われなかった場合。
 - ② 対象機器の使用するガスの小売供給が、乙によるガス小売供給以外の場合。
 - ③ 第2条における契約書に記載された対象機器(コレモ)が破棄又は買い替えられた場合。
- (3) 中途解約となった対象機器については、次の条件すべてを満たしている場合に再加入契約を可能といたします。
 - ① 第2条に定める対象機器であり、かつ第3条の契約可能期間を満たしていること。
 - ② 中途加入の加入条件である有料点検を実施すること。
 - ③ 対象機器の未加入時期の故障修理精算が終了していること(解約後、再加入までの間に発生した故障はすべてスポット修理の扱いとなり、再加入後での返金は致しかねます)。

第9条 (約款の変更)

- (1) 乙は、本約款の内容を変更できるものとします。この場合、締結中の保守契約約款における料金その他の条件は、変更後の保守契約約款によります。なお、乙は、本契約を変更する際には、実施日の1ヶ月前までに(2)の方法で甲に通知するものといたします。この場合に、甲が実施日の15日前までに解約の申し入れを行わないときは、乙は甲が本契約の変更を承諾したものとみなします。
- (2) 本約款を変更する場合は、乙は甲に乙のホームページを通じて掲示する方法、又は書面により通知する方法、その他乙が適当であると判断した方法によりその内容を通知いたします。乙のホームページへ掲示する方法により通知する場合には、乙のホームページへの掲示をもって通知が到達したものとみなします。なお、乙が甲に対し書面により通知する場合は、原則としてガスの使用場所の住所へ送付するものとし、当該書面の到達に合理的に必要な時間の経過をもって甲に到達したものとみなします。

第10条 (立会)

甲が止むを得ない事情で本契約の締結に立ち会うことが出来ない場合は、甲からの委任を受けた第三者の立会を認めます。この場合、第三者の立会である事実の申し出は甲のみに限ります。甲から第三者へ委託している証として、乙が委任状の提出を求めた場合はあらかじめ提出いただけます。

第11条 (規定外事項)

本契約の各条項に疑義が生じた場合、又は本契約に定めのない事項については、その都度甲乙双方が誠意をもって協議の上、解決するものとします。

<お客さま記入欄>

お申込みの際は、保守契約申込書にご記入の内容を以下にお控えのうえ、保守契約書の受領まで本書類を保管ください。

お支払い方法	<input type="checkbox"/> 1.年払い(ガス合算)	ガス料金と一緒に1回でのお支払い
	<input type="checkbox"/> 2.月払い(ガス合算)	ガス料金と一緒に12回(毎月)でのお支払い
	<input type="checkbox"/> 3.年払い(単独払い)	ガス料金とは別に払込書による1回でのお支払い ※払込書を別途ご郵送いたします。

北海道ガス株式会社